

ヨルダン  
税務・会計制度ハンドブック

2015年3月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

**本報告書の利用についての注意・免責事項**

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地の国際会計コンサルティング事務所 Deloitte LLP に作成を委託し、2015年3月時点で入手している情報に基づき取りまとめたものであり、その後の法制度改正等によって記載内容が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、会計、事業、財務、投資、法務、税務またはその他の専門的助言を構成するものではなく、かかる助言として依拠すべきものではありません。本稿に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な助言を専門家・機関に別途お求めください。

ジェトロおよび Deloitte LLP、ならびに同社関係会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロと Deloitte LLP、ならびに同社関係会社がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

**本報告書にかかる問い合わせ先：**

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）  
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

※2015年4月1日の組織変更により、  
部課名およびメールアドレスが変更と  
なりました。

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所  
E-mail：info\_dubai@jetro.go.jp

**JETRO**

**本報告書作成委託先：**

Deloitte LLP  
Al Fattan Currency House -  
Building 1  
Dubai International Financial  
Centre  
Dubai, P.O. Box 282056  
United Arab Emirates  
Tel: +971 (4) 5064700  
Fax: +971 (4) 3273637  
www.deloitte.com

**Deloitte.**

## 目次

I. 主な税制 .....	3
1. 納税主体 事業体／個人 .....	3
2. I-1 に適用される直接税および間接税 .....	4
3. I-2 に掲載された租税の法的根拠 .....	7
4. 課税年度 .....	7
II. 法人税 .....	7
1. 税率 .....	8
2. 課税対象範囲 .....	8
3. 課税所得 .....	8
4. その他の事業利益に対する課税 .....	9
5. 各種役務契約に基づく利益／報酬に対する課税 .....	10
6. 国外源泉所得に対する課税 .....	10
7. 資産の評価 .....	10
8. 事業上の損金算入項目 .....	10
9. 税制優遇策 .....	12
10. 欠損金の繰越制度 .....	13
11. 源泉徴収税 .....	13
12. パートナーシップおよびジョイント・ベンチャー (JV) .....	13
13. 外国企業の支店／駐在員事務所に係る税制 .....	13
III. 個人所得に係る税金およびその他の税金 .....	14
1. 個人所得に係る税制 .....	14
2. 個人に係るその他の税金 .....	15
3. 付加価値税 (GST) .....	15
IV. 税務行政および税務コンプライアンス、租税条約 .....	15
1. 法人税 .....	15
2. 個人所得税 .....	16
3. 付加価値税 (GST) .....	17
4. 租税回避防止規定 .....	17
5. 二重課税回避のための協約 .....	18
V. 報告義務および監査報告 .....	18
1. 報告する書類および記録 .....	18
2. 認められた会計実務 .....	18
3. 会計監査上の要求事項および税務当局に提出する必須書類／報告書 .....	19
4. 監査上の要求事項および株主に提出する必須書類／報告書 .....	19
5. 公認監査人の雇用 .....	19

# I. 主な税制

## 1. 納税主体 事業体／個人

### 1) 事業体

課税対象となる事業体は以下のとおり。

- ・法人税を特別に免除されたものを除き、すべての形態や目的（協同組合を含む）のすべてのタイプの居住者法人
- ・非居住者法人でヨルダンを源泉とする所得を有するもの
- ・ヨルダンに登録された外国法人（i.e.海外支店）および
- ・工業もしくは商業の性格を持った国営企業および公営企業

ヨルダンにはいくつかの自由経済特区がある。それらはアカバ、ザルカ、シリアとの国境のダーラ、サハブ、アルカラック、アルカラマおよびアリア王妃国際空港で自由特区公社が運営を行っている。さらに、租税優遇措置が講じられている適格工業特区に加え数箇所の開発特区がある。

自由経済特区、開発特区、適格工業特区で事業を行うためのライセンスを取得するためには法人は、ヨルダンにて新規設立され、現代技術、地場の原料もしくは部品を使い、ヨルダンの労働者の技能を向上させ、ヨルダンの輸入依存度を引き下げるものでなくてはならない。ライセンスを取得した法人は、製造業、倉庫業および再梱包、調合もしくはブレンド活動を行うことができる。ライセンスを取得した企業は、以下の恩典が得られる。

- ・自由経済特区(以下、**FZ**)内での中継ぎ、輸出および貿易活動に関する利益に対する、法人所得税の免除
- ・開発特区(以下、**DZ**)内での輸出および貿易活動から得られた利益に対する、5%の軽減税率による法人所得税の課税
- ・**FZ**内での非ヨルダン人従業員の給与および賞与に対する、所得税および社会福祉税の免除
- ・ヨルダン国外から**FZ**および**DZ**に輸入される物品に対する、関税および輸入費用および税等の免除。ただし輸入者は、**FZ**に保管される物品に対し1%の課金および当該物品に係る10%の銀行保証を提出しなければならない。
- ・資本投資および稼得利益の送金の自由

### 2) 個人

このカテゴリーは通常、ヨルダンから、もしくはヨルダンでお金を稼ぐ従業員、個人事業主および駐在員を含む。

## 2. I-1 に適用される直接税および間接税

### 直接税

- すべての事業体は法人税の対象となる。
- 非居住事業体の利子、ロイヤルティーおよび技術サービス料ならびにその報酬に関連する役務や、業務がヨルダンで行われたか、その役務の成果がヨルダンで使われた場合で、非居住事業体または非居住者が提供したサービスに対して、源泉徴収税が適用される。
- 雇用者は給与税を源泉徴収し、ヨルダン税務当局に納付しなくてはならない。

### 間接税

- 一般売上税 (General Sales Tax (GST))はすべての事業体に適用される。
- 一般売上税 (GST) 登録者により国内での消費に提供された、ほとんどの物品、サービス、ならびにヨルダンに輸入された物品は、標準税率（現行では 4%、8%そして 16%）にて GST の課税を受ける。金融サービスおよび住居不動産の貸し付けに対しては GST が免除される。国内で購入されたか、または輸入された一定の物品に加え、物品およびサービスの輸出に対してはゼロ税率（0%）が適用される。
- 登録された納税義務者は、2 カ月ごとに一般売上税申告書を提出しなければならない。特別税(special tax)が課される自動車、タバコ、アルコール、携帯電話サービスおよび携帯無線機器(Cellar devices)などの一定の物品およびサービスがある場合には、毎月一般売上税申告書を提出しなければならない。特別税は、売上税法(Sales Tax Law)に規定された一定の区分の物品およびサービスに対して課される。この税率は 6%～102%の範囲に及ぶ。

GST 制度は、預り GST から仕入 GST を控除する点に関して VAT 制度に類似している。

一般売上税法においては、納税義務者とは、課税対象の物品もしくはサービス、あるいはその両方を輸入または提供する者である。

輸入者は登録のための基準額はないが、居住者で物品およびサービスの提供者は課税売上が以下の基準額を超えている場合にのみ GST の納税義務が生じる。

- 特別税の対象となる製造業の場合 1 万 ヨルダン・ディナール
- サービス産業の場合 3 万 ヨルダン・ディナール
- 一般税の対象となる製造業の場合 6 万 ヨルダン・ディナール
- 貿易業の場合 7.5 万ヨルダン・ディナール

GST は以下に課される。：

- 非課税もしくは免税の場合を除く物品またはサービスの提供
- ヨルダン国外の場所もしくは FZ、Jordan Media city などの cities および免税店からの物品もしくはサービスの輸入

売上税は、請求書に記載もしくは納税者の申告による物品やサービスの価値を参照して計算される。輸入物品の場合、その価値は、一般的には通関時の関税評価額に関税およびその他の租税(taxes, duties and levies)を加えたものである。

一般売上税率は以下のとおり。：

- ・標準税率は、16%で製品、商品および軽減税率が適用されない取引に適用される。
- ・ゼロ税率(0%)は、法律に記載された一定の日常の食料品に適用されるほか、一定の医薬品や燃料油、ディーゼルオイル、プロパンガスとブタンガスに適用される。

ヨルダン居住者でなくかつ恒久的施設を持たない法人で、ヨルダンで課税対象となる取引を行うものは、GSTの納税義務者となる。一般に、非居住者の登録の要件は居住者の場合と同じである。従って、外国法人はヨルダンで課税対象取引を行う場合には、GST登録をしなくてはならない。

GST登録法人は、隔月ベースでGST納税申告をしなければならない。そして、納付期限は申告期限後30日後となっている。規定どおりに申告、納税しない場合には、支払遅延のペナルティーが1週間ごとに本税額の0.4%の税率で課されるのに加え、期限後申告のペナルティー100ヨルダン・ディナールが課される。

ヨルダンでは、法律または閣議決定で免除されるか、減額税率が適用されるカテゴリーに入って該当しない限り、国産、輸入の物品およびサービス、およびロイヤルティー、手数料には、16%の売上税が適用される。さらに、2010年1月1日発効で、決定された物品やサービス（ビール、アルコール、タバコ、自動車、携帯電話料金、石油デリバティブ、航空券）に対しては、追加で特別売上税率が適用される。

物品製造およびサービス提供のための購入に対し支払われた売上税は、販売時の売上税と相殺できる。

### **GSTのゼロ税率(0%)が適用される物品**

- ・子供および障害者のための一定の食料品
- ・一定の印刷物（例：雑誌、カタログ、地図、冊子形式でない楽譜、新聞、パンフレット）
- ・医薬品産業の材料
- ・ガソリンを除く石油
- ・食肉、鶏肉、魚肉
- ・バター
- ・天然蜂蜜
- ・省エネルギー、代替エネルギーおよび再生可能エネルギーに使われる機器
- ・樹木、種苗および野菜
- ・農業生産投入用品

#### 一般売上税非課税物品

- ・ 麦
- ・ パン
- ・ オリーブ油
- ・ 紙幣
- ・ 金および宝石
- ・ 電力
- ・ 国内で使用される車両
- ・ 船舶および航空機とそれらのスペアパーツ
- ・ 5年以上製造されてきた自動車
- ・ ミルク
- ・ 茶
- ・ コメ

#### GSTの軽減税率4%が適用される物品

- ・ 一定の食料品
- ・ リン酸塩
- ・ カリ
- ・ ペンならびに学校および大学のノート
- ・ 暖房器具
- ・ 一定の農機具
- ・ 救急車
- ・ 医療機器
- ・ 学校の制服
- ・ 菓

#### GSTの軽減税率8%が適用される物品

- ・ 建築用鋼材

### 3. I-2 に掲載された租税の法的根拠

上記に記載された税金を導入する法的根拠は、一般売上税法(General Sales Tax Law No.6 of 1994 およびその改正)に加え、所得税法 (Income Tax Law No.28 of 2009) である。2004年8月16日付官報にて公表されたそれぞれ所得税法の改正、売上税法の改正に基づき所得税部門および一般売上税部門は、2004年8月16日に一つの部門に統合され、所得および一般売上税部の名称となった。

### 4. 課税年度

課税年度は暦年ベース。ただし所得税部は登録された法人事業体が課税年度末の変更を求めた場合、ケースバイケースで認める。

## II. 法人税

一般に、所得税はヨルダン国内のすべての源泉から生じた、または生じたとみなされる課税利益に関して、法人事業体および外国支店に課される。以下の状況の下において、所得がヨルダンで発生したとみなされる。

- ・ 作業の履行場所がヨルダン国内に位置する。
- ・ 作業の提供場所がヨルダン国内に位置する。
- ・ 契約書の署名場所がヨルダン国内に位置する。
- ・ ヨルダン人の資本がヨルダン国外に投資される場合。
- ・ ヨルダン国外で行われたサービスの成果がヨルダン国内で使用された場合。

さらに、ヨルダン内の駐在員事務所 (representative offices) の課税については、駐在員事務所はヨルダン国内で所得を得る活動を行う許可がないという事実に基づき、ヨルダンでは課税されない。駐在員事務所がヨルダン国内から生じる所得を有する場合には、その所得はヨルダンで課税対象となる。

FZ および DZ に登録された法人に関して、FZ の外へおよびヨルダンの税管轄内への物品の納入およびサービスの提供により得られた所得に対しては、現行の法人税率が適用され課税される。

## 1. 税率

法人所得に対する税率は、法人の行う事業の性格により異なる。税率は以下のとおり。

- ・ 下記の 2 点を除きすべての法人に対して 14%
- ・ 通信事業会社、金融サービス会社（外貨交換業を含む）および金融仲介会社ならびに保険会社ならびにファイナンスリース事業会社に対して 24%
- ・ 銀行業に対して 30%

## 2. 課税対象範囲

ヨルダン税法は、税務上の居住性および恒久的施設について規定していない。ヨルダンにて登録された法人は居住者とみなされる。一般的には、外国事業体がヨルダン国内で営業活動を行う時には、国内拠点を設け当局に登録しなくてはならない。ヨルダンの所得のみが課税対象となる。

## 3. 課税所得

いかなる法人による、以下を含むヨルダン源泉から生ずるいかなる所得も、支払い場所を問わず課税対象となる。

- ・ 専門的サービスもしくは活動からの所得
- ・ 利子、手数料、割引、通貨の差異、預金からの利得ならびに銀行および、ほかの法人居住者からの利益
- ・ ロイヤルティー
- ・ 国内販売または、輸出にかかわらずヨルダン製品の販売からの所得
- ・ ヨルダン国内にある動産の、販売または貸し付けによる所得
- ・ ヨルダン国内の、不動産の貸し付けからの所得
- ・ ヨルダン国内での、のれん代を含む無形資産の販売または貸し付けによる所得
- ・ ヨルダン国内における、リスクを補償する保険および再保険契約に基づく保険料からの所得
- ・ 国際通信を含む、あらゆる形態での通信サービスからの所得
- ・ ヨルダンとあらゆる外国との間の運送からの所得
- ・ 物品の再輸出による所得
- ・ その報酬に係る活動や作業がヨルダンで行われる、またはサービスの成果がヨルダン国内で使われた場合に、提供したサービスにより非居住者がヨルダンから得たサービスの対価
- ・ 所得の源泉がヨルダン国内か否かにかかわらず、建設契約など、ヨルダン国内の契約からの所得

## 4. その他の事業利益に対する課税

### キャピタルゲイン

キャピタルゲインは、通常ヨルダンでは次の例外を除き課税対象ではない。

減価償却資産について実現した利益、または上場株式以外の株式譲渡から実現した利益

### 配当

居住法人の場合、受取配当は課税対象ではない。すなわち、居住法人がほかの居住法人から受け取る配当は課税対象ではない。また居住法人がほかの居住法人に支払う配当に源泉税はかからない。

### 利子

国内銀行からの利子収入は、5%の源泉税(local retention)の対象となる。外国銀行から得られた利子は、ヨルダン源泉の所得ではないので課税対象ではない。ヨルダンの資金が使われた場合、その利子はヨルダンの所得税がその適用レートで課税される。

### 家賃

国内事業体の支払った家賃は、5%の源泉税の対象となる。

### サービス

一般的に、ヨルダン居住者の個人が国内事業体に対し提供したサービスは、免税対象でない場合には5%税の対象となる(例えば、会計や法律サービス)。そのようなサービスが法人により提供された場合は、規定どおり法人課税の対象となる。

### ロイヤルティー

非居住者に支払われたロイヤルティーは、7%の源泉税の対象となる。国内向けに支払われたロイヤルティーは源泉税の対象ではなく、受領者においてその法人所得税／個人所得税の対象となる。

### 経営管理およびコンサルタント料

非居住者に支払われた経営管理およびコンサルタント料は、7%の源泉税の対象となる。一方、一般的に特にサービス提供者が税務登録番号を持った法人(個人ではない)である場合には、ヨルダン国内で提供されたサービスに係る報酬は、一定の例外を除き地方税の5%の源泉税(retention=国内で提供された一定のサービスに適用される local withholding tax)の対象となるため、国内向けに支払われた経営管理およびコンサルタント料は、5%の retention の対象になる。

## 5. 各種役務契約に基づく利益／報酬に対する課税

- ・非居住者または（登録された支店以外の）非居住事業体の提供する短期契約は、契約総額に対し7%の源泉税の対象となる。
- ・登録された支店により引き受けられた長期契約は、IFRS基準での監査済み報告書に基づき、損金不算入費用を考慮した後の利益で課税される。その課税所得に14%の税率が適用される。
- ・一定のサービスを提供する国内の事業体／個人で、例えば建設請負業者、エンジニアリング事務所、運送業のような者は、みなし所得に基づいて課税されることを選択できる。

## 6. 国外源泉所得に対する課税

一般ルールとして、海外を源泉とする所得はヨルダンの課税対象ではない。

駐在員事務所は、国外を源泉とする収入に関して課税の対象ではない。登録支店については、ヨルダン内の支店が行った作業により、ヨルダン国外で稼得した所得、またはヨルダンを原資とする資金による投資から稼得した所得は、ヨルダンで課税される。

## 7. 資産の評価

### 1) 固定資産

一般に、資産の時価評価は税務上受け入れられない。しかし、法人間の合併の場合で産業・通商省(Ministry of Industry and Trade (MOIT))によって任命された委員会が認めたときは、時価評価が認められる。

### 2) 棚卸資産

一般に、資産の時価評価は税務上受け入れられない。しかし、法人間の合併の場合で、産業・通商省(Ministry of Industry and Trade (MOIT))によって任命された委員会が認めたときは、時価評価が認められる。

## 8. 事業上の損金算入項目

### 1) 減価償却

有形および無形資産の減価償却は、所得税法(Income Tax Law 28 for 2009)に規定されていないが、この件に関する指針の発行が予定されている。そのような指針が出されるまでは納税者は、以前の法律にある減価償却措置を参照しなければならない。所得税法は、100ヨルダン・ディナール未満の資産は取得年度での損金算入を認めている。

所得税部は、各種資産の法定減価償却最高限度率を設けている。もし、会計目的で使われる料率が規定料率より高い場合、超過分は否認されるが、税務上後日使用することができる（認容される）。

以下は、定額法における最高償却率である。

資産	料率 (%)
産業用建物	4
建物	2
事務所用機器	10
自動車	15
プラント、機械設備	10 ~ 20
コンピューター機器	25

## 2) 不良債権

不良債権に関連付けられる所得が、既に収益に含まれることを前提として損金算入される。不良債権もしくはその一部が損金算入後回収された場合、回収された金額は回収がなされた期の課税所得に戻し入れなければならない。

## 3) 引当金

銀行法(Bank Law)が規定する要件に従って、銀行が繰り入れた債権の貸し倒れなどに関する引当金

## 4) 準備金

保険会社が設定する未経過保険料に関する準備金、支払準備等で、過去の繰入額の戻し入れなどの調整を考慮した金額

## 5) 社員、取締役、パートナーおよび株主への報酬

任意の年金や貯蓄基金、その他大臣許可に基づき設立された、従業員の福祉のための基金の掛金と同じく社会保障負担として、雇用主が従業員に代わって支払った金額が損金算入される。

## 6) 賃借料

賃借費用は損金となる。

## 7) 寄付金

納税者は、いずれの政府部局、公共もしくは公的機関もしくは自治体に対して、課税期間中に寄附金として支払われたすべての金額を、その支払いが行われた事業年度の総所得から控除することができる。さらに、どの納税者も閣僚評議会がその性質を認めた場合の自分の便益と関係しない宗教上、慈善活動上、人道上、科学的、環境的、文化的、スポーツの、職業上のために、ヨルダン内にて支払われた献金、寄付金を損金算入でき、また、政党に対する献金、寄付金も政党法(Parties Law)で規定された金額を超えない範囲であることを前提

に控除することができるが、これらは、損金算入額は課税所得の25%を超えることはできない。

#### 8) その他の損金算入可能な項目

- ・外国源泉所得に対し支払われた外国所得税
- ・銀行、金融機関またはファイナンスリース活動を行う法人が支払った利子および購入代行契約に係る利子(murabaha)
- ・銀行、金融機関およびファイナンスリースを行う法人以外の法人が支払った利子および購入代行契約に係る利子(murabaha) で、その負債は課税所得を生じさせるために用いられ、かつ、次のような構成比である場合において、株主資本もしくは払込済資本金のいずれか大きい方の3倍までの負債に係る利子：

Tax period	Ratio
2010	6:1
2011	5:1
2012	4:1
2013以降	3:1

- ・課税対象となる活動に関連するリスクのために支払われた保険
- ・所得税以外の課税所得を生ずる活動に関して支払われた税金
- ・マーケティング、調査、開発および研修費
- ・以前の課税期間に係る費用
- ・ロイヤルティー（課税対象利益を実現させる目的で支払われた場合）
- ・課税期間内に支払われた固定資産維持のための費用で、資産価値の5%を超えないもの。維持費の損金不算入部分値は、減価償却費の計算上、資産残高に加算されなければならない。なお、資産価値の向上または耐用年数の延長を目的とする支出は、維持費とみなされず、この費用は資産残高に追加される。
- ・納税者が課税活動を実行する目的で締結した契約に基づき、支払われる民事訴訟に係る賠償金
- ・納税者が支払う接待費および旅費
- ・被雇用者の医療費、職場での食費、旅費、交通費、労災保険料

#### 9. 税制優遇策

投資促進法は、一定の部門に関し10年間75%までの免税を規定している。

一定のサービス部門の輸出は、法人税が免税となる。これには、コンピューターサービス、経済的実現可能性調査、法務コンサルタントサービス、エンジニアリング、会計および監査が含まれる。行政、財務管理、人事および生産管理向けのコンサルタントサービスの輸出も免税となる。

## 10. 欠損金の繰越制度

法人の通常の事業活動から生じる欠損金は損金算入される。控除しきれない欠損金は、以後の課税期間に発生する課税所得と相殺するために繰り越しができる。欠損金の戻し入れは認められていない。

ヨルダン国外の事業活動から発生した控除しきれない欠損金は、繰り越して国外を源泉とする事業利益から控除することができる。

## 11. 源泉徴収税

### 配当金：

配当金はヨルダンでは課税されない。

### 利子：

利子には7%の源泉税率が適用される。国内の銀行間預金を除き、銀行が預金者に支払う利子は5%の源泉税率が適用される。

### ロイヤルティー：

ロイヤルティーには7%の源泉税率が適用される。

### 管理およびコンサルタント料：

7%の源泉税率が適用される。

## 12. パートナーシップおよびジョイント・ベンチャー (JV)

パートナーシップおよびジョイント・ベンチャーは、現行ヨルダン税法上、課税事業体として取り扱われ、14%の税率の法人税の対象となる。

## 13. 外国企業の支店／駐在員事務所に係る税制

ヨルダンでは支店利益税の制度はない。支店はヨルダンの居住者法人と同様に取り扱われる。ただし、支店は課税所得の5%を超えない本店配賦費用を損金算入することができる。

さらに、駐在員事務所は、インボイスを発行できないことおよびヨルダン国内で営業活動ができないことにより、法人税は免除されている。駐在員事務所は、給与および社会保障目的の支払いについて関連監督当局に登録し、ヨルダン人従業員のために給与所得税と社会福祉掛金に関し管理することができる。駐在員事務所の非ヨルダン人従業員は、給与所得税を支払う必要がない。労働力の少なくとも50%は、ヨルダン国民で構成されなければならない。ヨルダンでの駐在員事務所設立コストは比較的安価である。

### Ⅲ. 個人所得に係る税金およびその他の税金

#### 1. 個人所得に係る税制

所得を受ける者の居住性に関わらず、ヨルダン国内を源泉とする収入はすべて課税対象となる。ヨルダン国外で実現した所得が、ヨルダンにて登録された事業体およびヨルダン人がヨルダンで有する資金および預金から生ずるものである場合には、ヨルダンでの課税対象となる。

課税対象は以下を含む。：

- ・ 給与所得
- ・ 自営業所得
- ・ 投資所得
- ・ 賃貸所得

控除項目は以下を含む。：

- ・ 1.2 万 ～ 2.4 万 ヨルダン・ディナールの範囲内の標準個人控除および家族控除
- ・ 控除、例えば所得を得るために生じた費用

納税者は、その欠損金が適切な会計記録により証明され、納税者が監査済の財務諸表を提供することを前提に、税務査定官により認められた場合には、利益と相殺する目的で無期限に繰り越すことができる。

個人の非居住者は、1年に183日を超えてヨルダンにいる場合には、ヨルダンでの税務上の居住者とみなされる。

独身である個人（結婚した個人は年2.4万ヨルダン・ディナールの家族控除がある）に対する税率は、下記の累進税率で適用される。

課税所得 ヨルダン・ディナール建て	Rate
0 ～ 12,000	0%
12,000 ～ 24,000	7%
24,000 超	14%

なお、国外源泉所得は課税対象とならないため二重課税防止協定の軽減は利用出来ない。

## 2. 個人に係るその他の税金

社会保障掛金は、18.75%の税率で残業代を除く給与総額に課せられる。雇用主の負担分は12.25%で被雇用者の負担分は6.5%。

印紙税は、ヨルダン国内で締結されるすべての契約書に対し契約額に応じて0.3%もしくは0.6%の税率で課される。

不動産税は、年間ベースで、不動産の想定年次賃貸価格の80%に対し15%の固定資産税が課せられる。また、土地および不動産の売却価格に対しては9%の税率で課される。

ヨルダンでは富裕税、相続税、もしくは贈与税の課税はない。

## 3. 付加価値税 (GST)

### 1) 課税対象取引

GSTは、法人事業体および企業家が当局に対し申告納税するもので、GSTを商品の値段の一部として間接的に支払う個人は納税義務者とはならない（上記I-2のGSTに関する記述を参照されたい）。

2) 税率：GSTは免税、0%、4%、8%および16%の税率である。

## IV. 税務行政および税務コンプライアンス、租税条約

### 1. 法人税

#### 1) 登録

事業は、営業開始にあたり所得および消費税部の許可を必要としないが、納税者は、控除した給与税の当局への納付のため、また輸入した物品を通関するために税務登録をしなければならない。税務登録のために、法人は税務当局に対し、登記の証明書、事務所のリース契約書および職業ライセンスの写しを提出する必要がある。

#### 2) 税務申告および納税

法人所得税申告書は、監査済財務諸表とともに、報告納税者の事業年度の終了日後4カ月以内に提出しなければならない。法人所得税申告書は、税務調整計算書のような関連するうらづけ資料とともに、アラビア語で提出しなければならない。税額は、申告と同時に納付しなければならない。一定の場合には予定納税が行われる。

### 3) 罰則

支払遅延料は、源泉税、給与税、個人所得税および法人所得税の納税額の支払い遅延に対し週ごとに0.4%の料率で課される。

上場および非上場株式会社ならびに外国法人の支店の期限後申告に対し、500 ヨルダン・ディナールが罰金(penalty)として課される。ほかの形態の法人の期限後申告に対しては、200 ヨルダン・ディナールの罰金(fine)が課される。

提出した申告書の所得税額と税務当局の査定により確定した所得税額に差異が生じた場合には、追加の罰金が課され、その料率は以下のとおり。：

- ・ 差異が確定税額（税務調査の結果税務当局によって決められたもの）の20%～50%の範囲の場合、差額の15%
- ・ 差異が確定税額（税務調査の結果税務当局によって決められたもの）の50%を超える場合、差額の80%

## 2. 個人所得税

### 1) 登録

ヨルダンで課税所得がある個人は、登録と暦年末から4カ月後（すなわち4月30日）までに個人所得税申告書の提出が求められる。税務登録のために要求される書類は、国民身分証またはパスポート（外国人の場合）の写しおよび個人事業主の職業ライセンスである。

### 2) 税務申告および納税

個人の納税申告は、課税年度の翌年4月30日が期限となり、税額は申告書の提出とともに支払わなければならない。

### 3) 罰則

支払遅延料は、納税額に対し0.4%の料率で週ごとに課される。

期限後申告に対しては100 ヨルダン・ディナールが課せられるが、本税の納税時に50 ヨルダン・ディナールに減額される。

提出した申告書の所得税額と税務当局の査定により確定した所得税額に差異が生じた場合には、追加の罰金が課され、その料率は以下のとおり。：

- ・ 差異が確定税額（税務調査の結果税務当局によって決められたもの）の20%～50%の範囲の場合、差額の15%
- ・ 差異が確定税額（税務調査の結果税務当局によって決められたもの）の50%を超える場合、差額の80%

### 3. 付加価値税 (GST)

#### 1) 登録： 報告書の初頭の消費税(関節税)に関する説明を参照のこと。

輸入者は登録のための基準額はないが、居住者で物品およびサービスの供給者は、課税売り上げが以下の基準額を超える場合に GST の納税義務が生じる。

- ・特別税の対象となる製造業の場合 1 万 ヨルダン・ディナール
- ・サービス産業の場合 3 万 ヨルダン・ディナール
- ・一般税の対象となる製造業の場合 6 万 ヨルダン・ディナール
- ・貿易業の場合 7.5 万 ヨルダン・ディナール

#### 2) 税務申告および納税

登録納税義務者は 2 カ月ごと、一定の物品およびサービス、例えば自動車、タバコ、アルコールおよび携帯電話サービスなどに課される特別税の対象となる者は、1 カ月ごとに GST 申告書を提出しなければならない。申告は、売上税課税期間終了後 1 カ月以内に行わなければならない。また、納税は、その売上税課税期間の申告期限から 1 カ月以内になされなければならない。

#### 3) 罰則および不服申し立て

支払遅延料は、売上税の納付期限後、売上税の納税額に 0.4%の料率で週ごとに課される。

税務調査の結果、調査官が売上税額の差異の追徴を行う場合には、税務当局は、支払遅延の罰金として 0.4%を課し、そして税務調査官は、租税検事に納税者を起訴し、民事制裁金として売上税額の差異の 200%の民事制裁金を課すよう勧告する。

納税者は、課税通知の受理後 30 日以内に税務当局の決定に対し税務当局内で異議を申し立てることができる。成功しない場合、納税者は拒否決定の受領後 30 日以内に税務法廷に提訴できる。法廷での手続きは 3 段階に分かれ、初回は簡易税務裁判所、その次は控訴裁判所、そして最終は税務最高裁である。

### 4. 租税回避防止規定

#### 1) 移転価格

現状、移転価格税制、ディスクロージャー義務、もしくは支配外国企業税制 (CFC rule) に関する規定はない。

## 2) 過小資本に係る制限

過小資本税制の下、2013年および以後の年度の借入金に対して支払われた利子については、負債と資本金と平均株主資本のどちらか高い方との比率が3:1を超える部分については、損金算入の対象にならない。

## 5. 二重課税回避のための協約

ヨルダンには二重課税防止租税条約を以下と結んでいる。

アルジェリア、アゼルバイジャン、バーレーン、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェコ、エジプト、フランス、インド、インドネシア、イラン、イラク、イタリア、韓国、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、マルタ、モロッコ、オランダ、パキスタン、パレスティナ当局、ポーランド、カタール、ルーマニア、スーダン、シリア、チュニジア、トルコ、ウクライナ、英国、ウズベキスタンおよびイエメン

租税条約がまだ発効していない国：アラブ首長国連邦、ボスニア・ヘルツゴビナ

租税条約を交渉中の国：アイルランド、サウジアラビア

## V. 報告義務および監査報告

### 1. 報告する書類および記録

ヨルダン商法(Commercial Law)ではヨルダンにて登録された事業体は、会計年度終了の日から10年間監査済財務諸表に加え、国内事業体の会計記録および関連する補助書類を保持することが求められている。

### 2. 認められた会計実務

ヨルダンには、会計および監査基準を制定する法的に設立された組織はない。さまざまな法の下、財務報告要件がJSC、ICおよびCBJのような監督当局により決められている。規制対象とされていない企業は、一定の会計基準に従うべき法的義務を負っていない。監督当局はIFRSの使用を命じているが、導入の指針を発行する公的組織はない。その結果、財務報告作成者、監査人は、それぞれの理解度に応じた方法で会計基準の導入を図っている。国の適用監査基準に関する要件の欠如および監査人の倫理規範の欠如が、不均質な監査実務の原因となっている。

会社法は、すべての登録法人は健全な会計記録を保存し、IFRSに基づく監査済みの年次財務報告書を提出しなければならないと規定している。

市場監督局であるヨルダン証券委員会(JSC)は、すべての上場企業はIFRSを適用するよう求めている。

### 3. 会計監査上の要求事項および税務当局に提出する必須書類／報告書

会社法 22/1997 および改正によると、ヨルダン内で創業する企業は、監査済年次財務諸表を保存することを求められている。これは全株式公開法人、ジェネラルパートナーシップ、リミテッドパートナーシップ、有限責任会社、非公開株式会社および外国法人に適用される。

会社法は、すべての登録法人が、健全な会計記録の保存および IFRS に基づく監査済の年次財務諸表を提出しなければならないと規定している。

さらに、ヨルダン所得税法によると法人は、法人所得税額の計算のために会計記録を IFRS に基づき作成しなければならない、法人所得税確定申告書を監査済財務諸表とともに、会計年度の終了日から 4 カ月以内に提出しなければならない。これらの財務諸表は、英文で作成することができるが、税務当局はアラビア語訳を要求する権限を有する。

### 4. 監査上の要求事項および株主に提出する必須書類／報告書

出資額が 10 万 ヨルダン・ディナールのジェネラルパートナーシップは、公認会計士の選任および産業・通商省の企業統制局に会計年度末から 3 カ月以内に提出するために、監査済財務諸表の発行を求められている。

有限責任会社、非公開株式会社および外国法人の支店は、公認会計士の選任および産業・通商省の企業統制局に、会計年度末から 3 カ月以内に提出するために、監査済財務諸表の発行を求められている。

株式公開法人は、公認会計士の選任および産業・通商省の企業統制局、ヨルダン証券委員会、ヨルダン証券市場(銀行は中央銀行、保険会社は保険委員会)に提出するために、四半期ごとに中間期の検証された財務諸表および年次監査済財務諸表の発行を求められている。

### 5. 公認監査人の雇用

ヨルダン会社法に基づき企業の株主総会は、毎会計年度年の財務諸表を監査させるため、公認会計士 (JCPA) を選任しなければならない。

加えて、株式公開会社は、会計年度末から 45 日以内に未監査の暫定財務諸表をヨルダン証券委員会に提出しなければならない。

すべての法人は、公認会計士 (JCPA) に監査されたアラビア語の財務諸表を、会計年度末から 3 カ月以内に産業・通商省の企業統制局に提出しなければならない。

## 参考資料

- ・ヨルダン所得税法 No.28, 2009 年
- ・ヨルダン一般消費税法 No.6, 1994 年および改正
- ・ヨルダン商法 No.12, 1966 年
- ・自由特別区および開発特別区法 No.2, 2008 年
- ・アカバ経済特別区法 No.32, 2000 年
- ・会社法 No.22, 1997 年および改正